

日薬業発第355号
令和7年12月18日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（その2）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築については、令和7年10月28日付け日薬業発第281号でお知らせしたとおりですが、今般、連携体制の構築に係る文書の取扱いが示されましたのでお知らせいたします（別添1）。

本通知では、都道府県薬剤師会が作成する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の取り扱いについて（記1）、個々に医療機関と連携体制を構築した薬局等における取り扱いについて（記2）、記1及び2を踏まえて厚生労働省が公表する薬局等の情報について（記3）、記1の名簿及び2の文書に変更が生じた場合の取り扱いについて（記4）、示されております。

記1に係る「提出用のエクセル様式」並びに記3に係る「緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし後）」の初回公表のための提出期日については、本会を通じて都道府県薬剤師会へお知らせいたします。

また別途、厚生労働省より「要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内」も公表されましたので、別添2のとおりお知らせいたします。同資料内に記載のあるとおり、販売を行う薬剤師は、令和7年12月18日以降令和8年1月5日までに、産婦人科医等との連携体制を構築した後、所定のFormsから改めて、販売（オンライン診療に伴う調剤も行う場合は「調剤及び販売」）を行う旨及び連携体制が構築された旨を含め、再申告が必要です。都道府県薬剤師会が作成する名簿により連携を構築する場合には、申告のタイミングは薬局等が都道府県薬剤師会から名簿掲載連絡を受けた後となりますので、ご注意ください。

貴会会員等へのご周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<別添>

1. 緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（その2）（令和7年12月17日、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡）※医薬総発 1217 第2号、医薬薬審発 1217 第3号
2. 要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内（厚生労働省公表資料）

※当資料は、公表版を厚労省ホームページにてダウンロードしてご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

事 務 連 絡
令和7年12月17日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について
(その2)

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛てに通知しましたので、貴会会員に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(別記)

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本産婦人科医会

医薬総発 1217 第 2 号
医薬薬審発 1217 第 3 号
令和 7 年 12 月 17 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について
（その 2）

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和 7 年 9 月 18 日付け医薬総発 0918 第 2 号／医薬薬審発 0918 第 3 号。以下「調剤・販売通知」という。）により、また、調剤・販売通知 3.（1）③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については、「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」（令和 7 年 10 月 28 日付け医薬総発 1028 第 1 号／医薬薬審発 1028 第 1 号。以下「連携通知」という。）により、それぞれ示しているところです。

今般、連携体制の構築に係る文書の取扱いについて、下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管下の薬局・店舗販売業の店舗、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売する製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会にも通知していることを申し添えます。

記

1. 都道府県薬剤師会は、連携通知の「記 1.」に規定する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」について、「薬剤師会でとりまとめが完了した時点」及び「都道府県医師会との名簿の取り交わしが終了した時点」でそれぞれ、電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし前）」又は「○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし後）」とすること。なお、提出用の様式は公益社団法人日本薬剤師会を通じてお示しすることとし、ファイル形式は Excel、ファイル名は「提出年月日_都道府県名_緊急避妊薬販売薬局等名簿」（例：20251224_東京都_緊急避妊薬販売薬局等名簿）とすること。なお、本通知発出時点で既に都道府県医師会との名簿の取り交わしが終了している場合には、取り交わし後の名簿のみを提出することで差し支えないこと。

緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス：ec-training■mhlw.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「■」を「@」に置き換えてください。）

2. 近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携体制を構築した薬局・店舗販売業の店舗の管理者は、連携通知の「記 3.」に規定する「連携構築に係る文書」を電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「○県○薬局 連携構築に係る文書」とし、ファイル形式は PDF、ファイル名は「提出年月日_薬局等名_連携構築に係る文書」（例：20251210_厚生薬局_連携構築に係る文書）すること。
3. 厚生労働省は、調剤・販売通知の「記 1.（2）」に基づき申告した薬剤師が、本通知の「記 1.」により提出された「緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「記 2.」により提出された「連携構築に係る文書」に掲載されていることを確認した上で、調剤・販売通知の「記 1.（4）」に基づき、必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。なお、初回の公表については、令和 7 年 12 月 24 日（水）までに名簿又は文書が提出され、連携が確認された薬局等について公表することとし、その後、適宜更新する。なお、本通知の「記 1.」に係る名簿の提出は「緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし前）」とし、連携の確認については「緊急避妊薬販売薬局等名簿（取り交わし後）」の提出をもって行うこととする。

4. 薬剤師の異動等により、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「連携構築に係る文書」に変更が生じた場合、変更に係る対応が完了した時点（「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の場合は取り交わしが終了した時点）で、その都度速やかに電子メールにて緊急避妊薬販売薬局等登録アドレス宛に提出すること。この際、メールタイトルは「(変更) ○県 緊急避妊薬販売薬局等名簿」又は「(変更) ○県○薬局 連携構築に係る文書」とし、「緊急避妊薬販売薬局名簿」における変更箇所は様式中に、また、「連携構築に係る文書」における変更箇所はメール本文に記載すること。なお、ファイル形式及びファイル名は本通知の「記１．」又は「記２．」に従うこと。

要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内

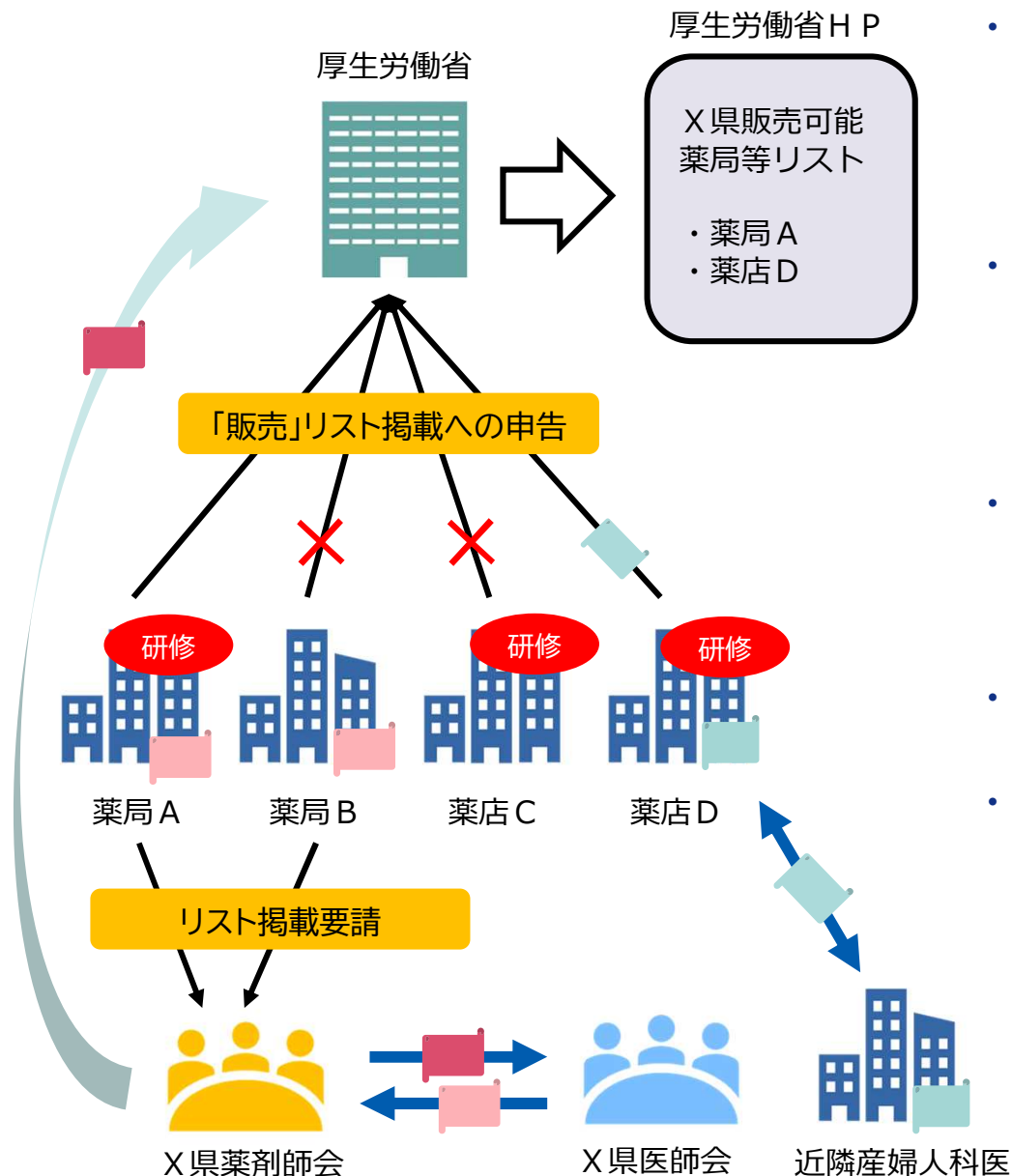
- 本スライドは、要指導医薬品たる緊急避妊薬を「販売」しようとする薬剤師の先生方へのご案内です。
- Formsでの申告で、「調剤及び販売」又は「販売」を選択される際は、こちらの資料を必ず事前にご確認いただき、登録をお願いします。
- その他、厚生労働省HPでは、関係通知のほか、Formsでの申告等に係る留意点をFAQでも示していますので、ご不明な点がございましたら、FAQも併せてご確認をお願いします。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ

(① 研修修了薬剤師から厚生労働省への申告・公表)



- 「要指導医薬品たる緊急避妊薬」を「販売」しようとする薬局・薬店は、留意事項通知(※1)に基づき、以下3点を満たす必要があります。
 - ① 適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること
 - ② プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- うち、①の研修とは、(公財)日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング(※2)」のことです。なお、厚生労働省へのForms申告で求められる研修修了番号の発行には修了後2週間程度要することが見込まれますので、時間的な余裕をもった受講をお願いします。
- ③については、連携通知等(※3、4)に基づき、都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加する(リスト交換)、あるいは、個別に医療機関と文書交換、のいずれかを行う必要があります。
- 上記、①②③を満たした上で、Forms(※5)から厚生労働省へ申告をお願いします。
- なお、左図中、薬局A及び薬店Dについては適切な申告ですが、薬局Bについては研修未修了のため、また、薬店Cについては連携体制未構築のため、不適切な申告です。このような申告をいただいても、「販売」リストには掲載されませんので、ご注意ください。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001565836.pdf>

※2 https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html

※3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001587267.pdf>

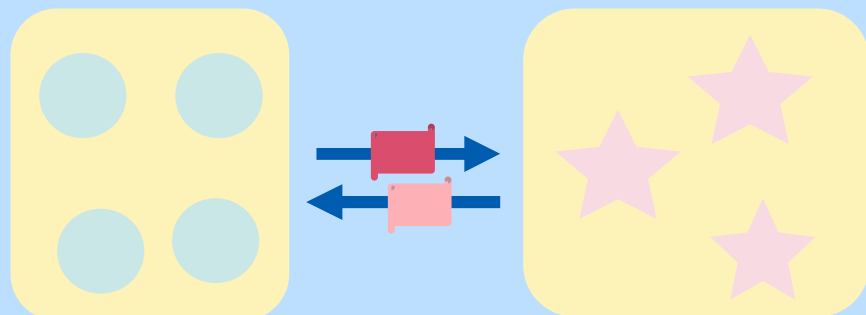
※4 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001615785.pdf>

※5 <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zC3xHmkUmY7ldwQvXjs2-zl8gBTvFh9TmDPw6g3VUNUNLTFECRFV6M1M4S1IC0EINQ0IRV0xMVjQlQCN0PWcu>

「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について①

- 連携体制の構築については、通知(※3)のとおり、以下のA(リスト交換)又はB(個別文書交換)で行うことができます。(Aをご希望の薬局等は、所在の都道府県薬剤師会に御相談ください)
- いずれの構築でも構いませんが、令和7年12月18日(木)以降、Forms(※5)の問26に新たに「産婦人科医との連携方法」という項目を設けていますので、いずれの連携を構築しているか、改めて申告をお願いします(なお、問26だけでなく、改めて全項目の申告が必要です。また、薬剤師・薬局等で管理しているため、同一薬剤師が複数薬局等で販売しようとされる場合は、薬局等毎の申告をお願いします)。 https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SIlCOEtNQ0IRV0xMViQlQCN0PWcu
- 申告時期は以下をお願いします。なお、初回のリスト掲載のためには、令和8年1月5日(月)までの申告が必要です。
Aの場合:都道府県薬剤師会からのリスト掲載連絡を薬局等が受けた後
Bの場合:文書交換が終わった後
- なお、Bの場合は、上記のFormの問26の申告に加え、通知(※4)に従い、厚生労働省へ「連携文書」をメール送付願います。(Aの場合は、厚生労働省への「リスト」のメール送付は不要です。Formsの問26の申告のみ、お願いします。)

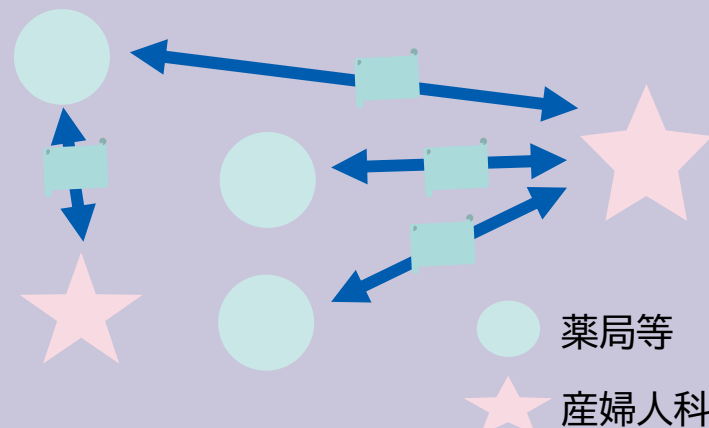
A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



都道府県薬剤師会さま

都道府県医師会さま

B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について②

- 厚生労働省は、Formsの問26の申告がある薬局等について、提出された「連携リスト」及び「連携文書」に掲載されているかを確認した上で、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」として、厚生労働省HPへ必要情報とともに公表します。
- 公表開始時期は、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売開始2～3週間前を目安に予定していますが、初回の「緊急避妊薬販売可能薬局等」に掲載される薬局等については、以下のとおりとしますので、各期限までの対応をお願いします。

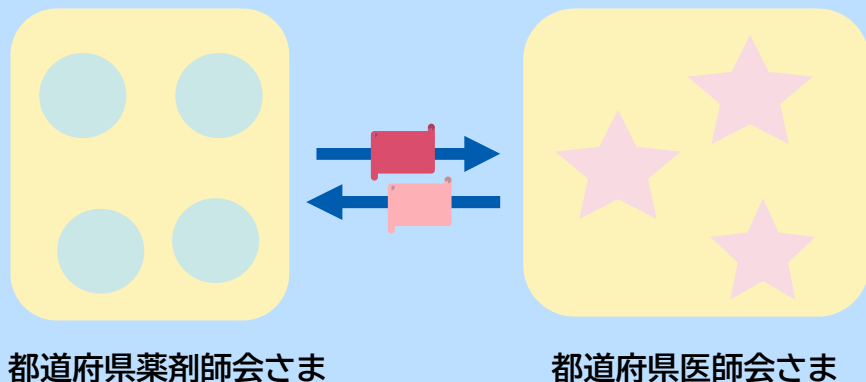
<Aの場合>

令和7年12月24日(水)までに、都道府県薬剤師会から厚生労働省へ、「連携リスト(取り交わし前)」が提出され、かつ、別途、日本薬剤師会経由でお示しする期日までに「連携リスト(取り交わし後)」が提出された薬局等

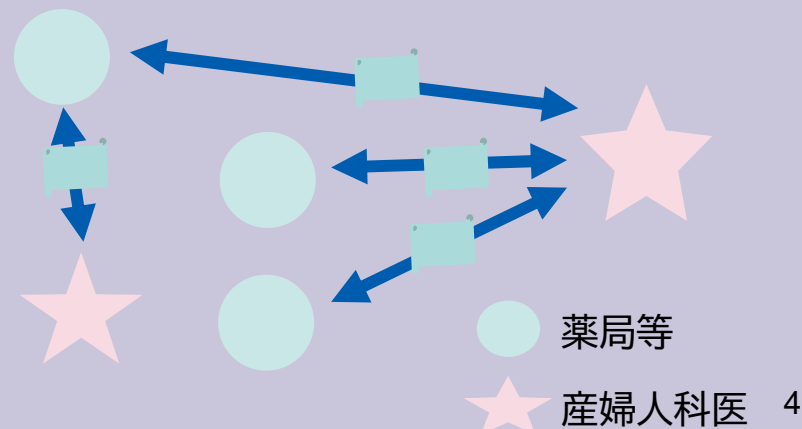
<Bの場合>

令和7年12月24日(水)までに、薬局等から厚生労働省へ、「連携文書」が提出された薬局等

A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)

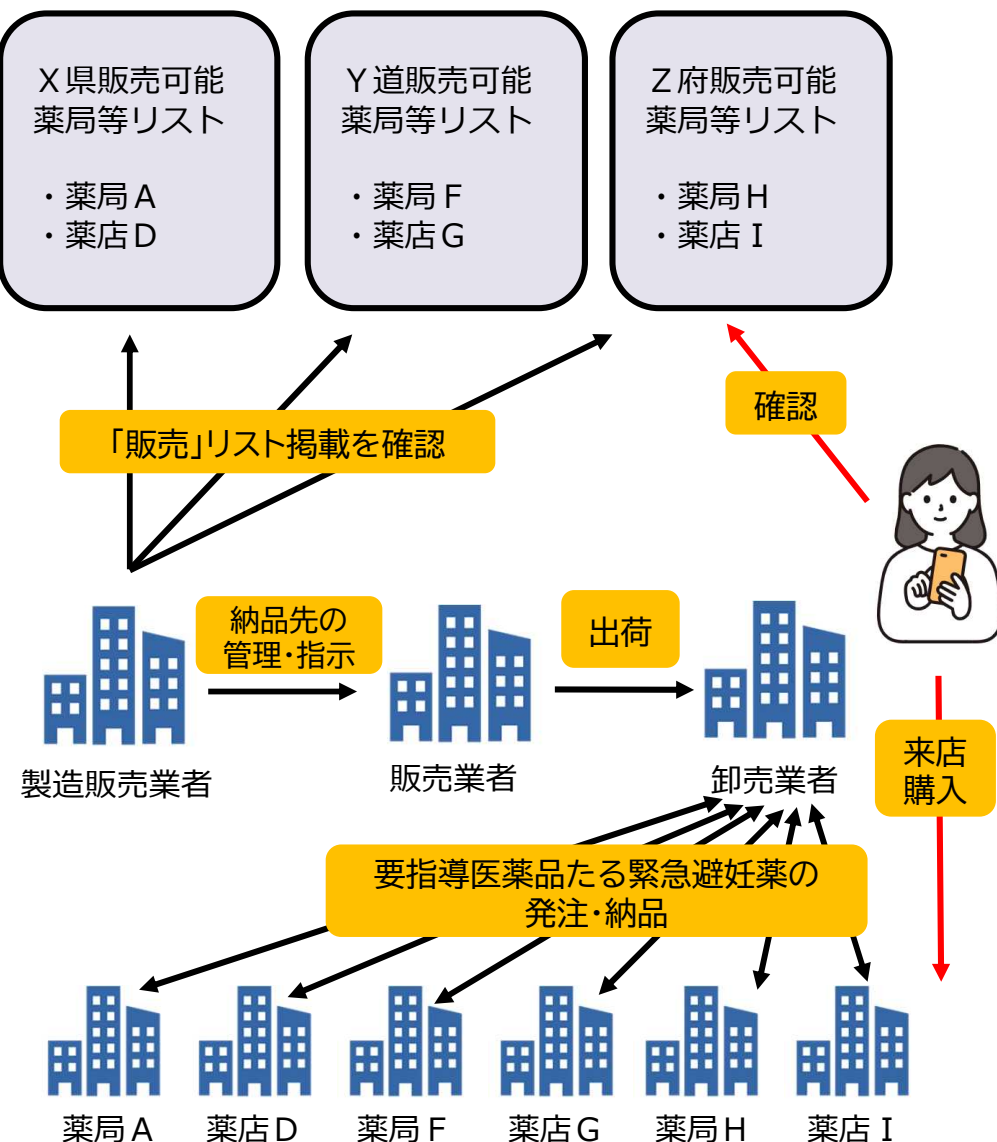


B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ

(②リスト確認・納品・販売・購入)



- 製造販売業者は、薬局等から発注を受けた場合、厚生労働省から公表される「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」(※6)を確認し、要指導医薬品たる緊急避妊薬を当該リストに掲載されている薬局等へ卸します。
- 同様に、需要者の方も「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」を確認し、自身が希望する薬局等に来局・来店し、購入することになりますので、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等におかれては、自身のリスト記載情報について誤りが無いか確認するとともに、変更の際はFormsを通じて速やかな更新をお願いします。
- また、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等に対しては、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄することを求めています(※1)が、特に販売開始当初やリスト掲載直後には、適正な備蓄が困難な薬局等が一部で見られる可能性があるため、販売開始当初等一定の期間においては、需要者から販売薬局等への事前の電話連絡を推奨する旨、厚生労働省より周知することをご承知置きください。

※6 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

Forms申告における留意点①

- Forms申告は何度でも可能ですが、最新の申告情報に基づき掲載手続きを行います。
- Forms申告の際は、特に以下の点にご留意下さい。不適切な記載をされている薬剤師は掲載されませんので、問26(連携体制)登録の際は、改めて全体を通して適切な登録を行うよう、十分にご留意ください。

No.	申告内容	留意点
2	管理者等の許可の有無	「得ていない」と回答されている方が散見されます。「得ていない」場合は掲載されませんので、ご注意ください。
4	研修修了薬剤師 氏名	番号で記載されている方がいますが、この場合は掲載されませんので、ご注意ください。
6	薬剤師名簿登録番号	有効ではない数字を記載されている方が散見されます。数字6桁以外の場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、薬剤師登録番号に「外」又は「沖」の文字を含む方はこの限りではありません。
7	日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号	「販売」「調剤＋販売」を行う場合には、研修修了番号を入れていただく必要があります。「0」のままの方、誤った番号を登録されている方は掲載されませんので、ご注意ください。
8	薬局・店舗販売業の店舗 名称	「調剤」、「薬局」と記載する事例や数字や住所の一部が記載されている事例が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点②

No.	申告内容	留意点
9	薬局・店舗販売業の店舗 郵便番号	桁数が不足している方、電話番号や薬局等名を記載している方が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。
10等	薬局・店舗販売業の店舗 所在地(都道府県) 等	都道府県欄に電話番号や郵便番号、薬局等名など、不適切な登録が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。また、「26京都府」など冒頭の都道府県番号の記載は不要です。
15	薬局・店舗販売業の店舗 ホームページアドレス	メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、不正な文字(Enter your answer)が記載されている事例が多く見受けられます。これらの情報が記載されている場合は、リスト掲載時に当該情報を削除いたします。なお、掲載時にリンクの有効性は確認困難ですので、検索可能なホームページアドレスであるかを確認してから入力してください。
16	開局時間	記入例を参照せずに、「曜日＋開局時間」以外の情報が記載されている事例(時間のみの記載、閉局時間のみを記載、HP参照、〇〇の営業時間に準じる、年中無休等)が多く見受けられます。情報が「曜日」及び「開局時間」以外で記載されている場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、祝日を意味する「祝」の使用は構いません。
18	時間外の電話番号	「時間外対応の有無」を「有」とした場合に「時間外の電話番号」を記載していただいておりますが、「自動転送」、「同上」、「店舗URL」「住所」「管理薬剤師のみ認知」など、不適切な記載が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点③

No.	申告内容	留意点
19	プライバシー確保策	「空欄」、「なし」、「検討中」、「要相談」等、具体的な方策が示されていない事例、「ラジオを流す」等、薬学的指導から服用までの全てが考慮されていない事例、法令上適切ではない場所又は方策(オンライン)が記載された事例が確認されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。 ※法令上適切ではない場所又は方法の内訳は、改正薬機法施行後に変更されうることにご留意ください。

<法令上適切ではない場所の例>

① 薬局開設許可又は店舗販売業許可の許可区域外

理由: プライバシー確保策をとった上でのこうしたやりとりは、医薬品の販売行為として行われるものであり、薬局又は店舗販売業の許可区域内で行われる必要があるため。(特定販売による対応は不可)

根拠条文: 薬機法施行規則第158条の10の2第1号「薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。

② 調剤室

理由: 需要者を調剤室に入れることは認められていないため。

根拠条文: 薬局等構造設備規則第1条第10号ハ「調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が侵入することができないよう必要な措置が採られていること。」